

第三者評価運営（事業内容）に関する規程 準則

（目的）

第1条 本会（以下「本会」という。）は、福祉サ - ビスの質の向上および福祉サ - ビス利用者の適切なサ - ビス選択に資するため、滋賀県健康福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）を実施する。

（所在地）

第2条 本会の事務局を 市町 町 に置く。

（評価対象事業）

第3条 本会は、 分野の 施設（サ - ビス）の第三者評価事業を実施する。

（評価調査者）

第4条 本会には、 名以上の評価調査者を置く。
2 所属する評価調査者は、別紙評価調査者一覧に記載するものとする。

（事業責任者）

第5条 本会に事業責任者を置く。

（事務員）

第6条 事務局には、第三者評価事業を担当する事務員を置く。

（苦情等対応責任者）

第7条 本会に、評価に関する意見や苦情等の申立窓口および責任者を置く。

（第三者評価事業の実施方法）

第8条 本会は、第三者評価事業の実施にあたっては、滋賀県健康福祉サービス第三者評価機関認証実施要領（以下、「認証要領」という。）第3条に定める事項を遵守し、滋賀県が定める評価基準および評価手法を全て取り込んで評価を行うものとする。

（規程等の整備・公開）

第9条 本会は、第三者評価事業の実施にあたり次に掲げる規程等を整備し、公開するものとする。

- 所属する評価調査者一覧
- 事業内容に関する規程
- 第三者評価の手法に関する規程
- 第三者評価の基準

守秘義務に関する規程

倫理規程

評価に関する意見や苦情等の申立窓口および責任者

料金表

評価事業の実績一覧

第三者評価機関の活動に関する報告書等

第三者評価委員会の規則および委員一覧（設置している場合のみ）

- 2 前項の規定等は、滋賀県が定める評価基準および評価手法を全て取り込んで策定するものとする。

（研修）

第10条 本会は、評価調査者に対して、滋賀県が実施する評価調査者養成研修および継続研修の受講機会を確保するとともに、本会自らも研修を実施し評価調査者の資質向上に努めるものとする。

（守秘義務等について）

第11条 本会は、守秘義務に関する規程および倫理規程を評価調査者に徹底し、福祉サービス利用者およびその家族の人権に十分配慮し、第三者評価事業を実施するものとする。

- 2 本会は、個人情報の保護の重要性を深く認識し、第三者評価の実施により知り得た利用者情報など個人情報の取扱にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に利用し管理するものとする。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

